

光町民憲章

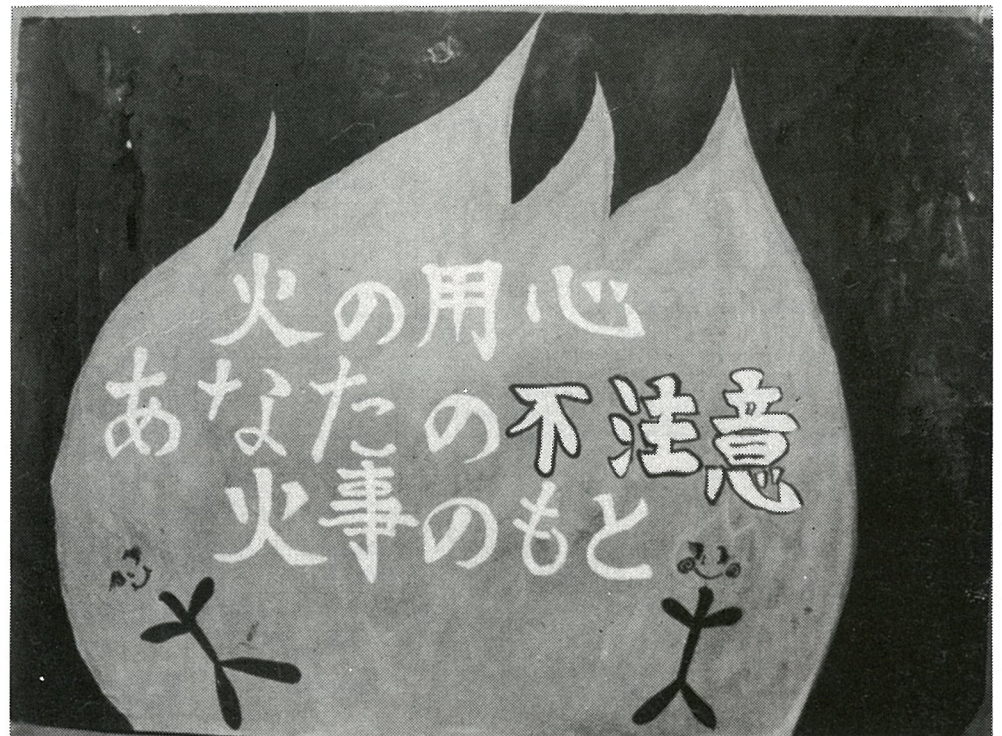
- 一、老人を敬い、子供を導き、楽しい家庭をつくりましょう。
- 一、体力づくりに励み、長生きの町をつくりましょう。
- 一、自然を愛し、美しい郷土を築きましょう。
- 一、教養を高め、互いに規律を守りましょう。
- 一、公共福祉を尊重し、明るい町をつくりましょう。

発行所 光町役場 電話 (04798) 4-1211(代)

よい子が描いた
 “防火ポスター”



東陽小3年 竹内みどり・鈴木恵理子



東陽小3年 向後靖子

光町交通事故発生状況
 (10月末)

件数	29件
死者	1人
負傷者	54人

一 般 会 計



52年度の国内経済は、国の景気てこ入れ策にもかかわらず、いぜん低迷基調から脱出できず、不安な局面にたちいたっております。一方地方

財政も国の施策へのタイアップと健全財政の堅持を強く求められております。

当町も国の施策に対応して、投資的経費を大巾に計上し、特に生活関連道路の整備を積極的に推進しておりますので、今年度において主要道路は ほぼ完全に整備されるものと思ひます。

又教育の充実・福祉の向上・産業の振興にも重点的に取り組み、所期の目的を達しつつあります。

一方では、消費的経費の節減に努力し、低経済成長下において、十分に対応できるだけの財政基盤の確立に努力する所存であります。

52年度も上半期を終え、各事業とも、ほぼ計画どおりに執行されております。

光町告示第21号

地方自治法第 243 条第 3 項及び光町財政事情の作成、公表に関する条例の規定に基づき、昭和52年 4 月 1 日から 9 月 30 日までの財政事情を公表します。

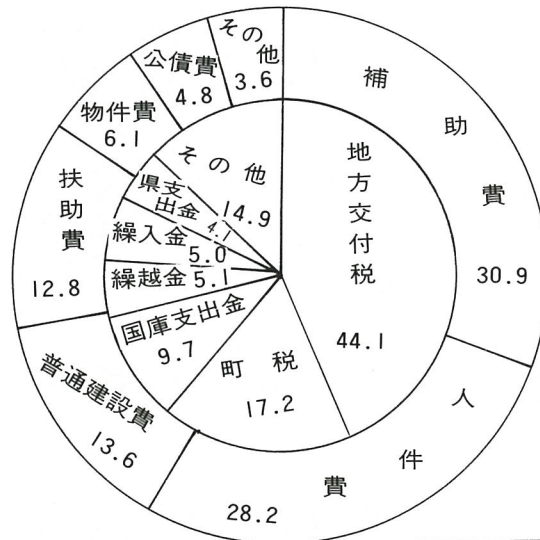
昭和52年11月 1 日

光町長 馬場 幸太郎

歳入・歳出予算

予算現額 1,152,217千円

(単位%)



予算現額	
収入済額	
執行済額	

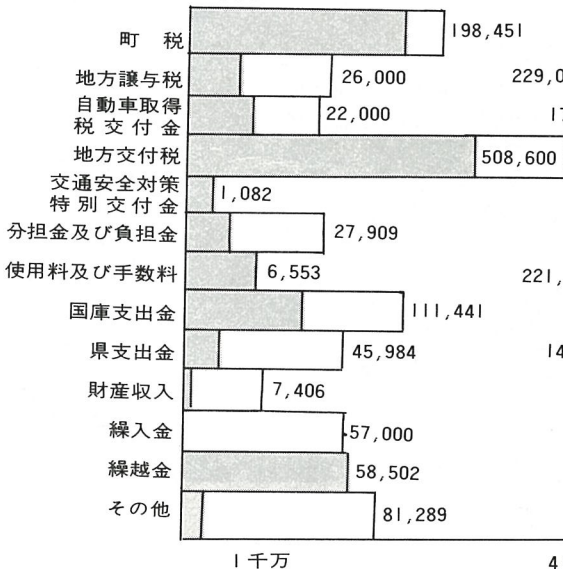
予算現額	1,152,217
収入済額	656,233
支出済額	423,865

執 行 状 況

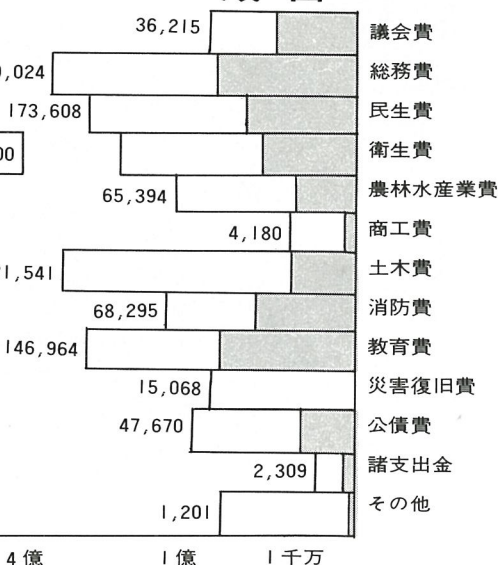
9月30日現在の執行状況は左図のとおりです。歳入では大きなウェイトを占める地方交付税が80%と順調で町税も61%収入済であり、歳入全体では57%という収入状況である。

歳出では、各科目とも順調に執行されており、特に教育費、消防費、総務費は45%以上執行済で、歳出全体では37%という執行状況である。

歳 入



歳 出 (単位千円)



52年度事業



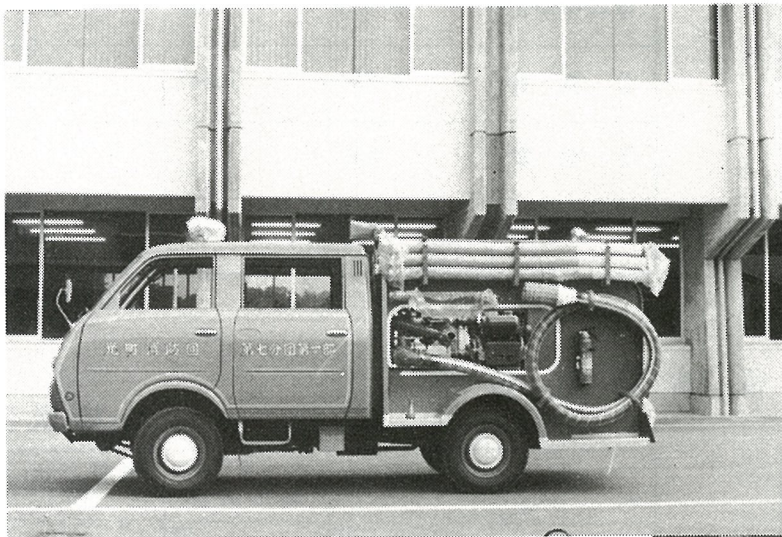
(道路新設改良費 173,413千円)

52年度一部事務組合等に対する負担予定額

(単位千円)

組合立東陽病院	52,739
八日市場市外三町消防組合	41,983
八日市場市外三町環境衛生組合	14,081
東総地区広域市町村圏	9,389
八匠水道企業団	25,010
東総衛生組合	5,932
合計	149,134

消防施設事業 (第7分団第1部)



(購入金額 2,380千円)

稲作集団機械化事業

(虫生ライスセンター)



(総事業費31,294千円 内町補助金3,394千円)

特 別 会 計

食 肉 セ ン タ ー 特 別 会 計

歳 入

款	区 分	予 算 現 額	9 月 末 収 入 済 額	収 入 状 況 %
事業収入		103,380	59,813	57.9
繰越金		22,200	27,878	125.6
財産収入		1,400		
諸収入		920	593	55.8
計		127,900	88,284	69.0

歳 出

款	区 分	予 算 現 額	9 月 末 執 行 済 額	執 行 状 況 %
総務費		42,918	18,949	44.2
施設管理費		39,085	9,201	23.5
公債費		8,897	4,448	50.0
諸支出金		30,000		
積立金		5,000		
予備費		2,000		
計		127,900	32,598	25.5

有 線 放 送 特 別 会 計

歳 入

款	区 分	予 算 現 額	9 月 末 収 入 済 額	収 入 状 況 %
事業収入		19,613	7,960	40.6
繰入金		1,201		
県支出金		117	128	109.4
諸収入		282	91	32.3
その他		229	227	99.1
計		21,442	8,406	39.2

歳 出

款	区 分	予 算 現 額	9 月 末 執 行 済 額	執 行 状 況 %
総務費		13,796	5,787	42.0
施設整備費		2,863	862	30.1
公債費		4,220	2,147	50.9
予備費		563		
計		21,442	8,796	41.0

国 民 健 康 保 険 特 別 会 計

歳 入

款	区 分	予 算 現 額	9 月 末 収 入 済 額	収 入 状 況 %
国保税		137,183	72,864	53.1
国庫支出金		201,817	80,801	40.0
財産収入		3,250		
繰越金		23,580	55,716	236.3
その他		1,750	2,540	145.1
計		367,580	211,921	57.7

歳 出

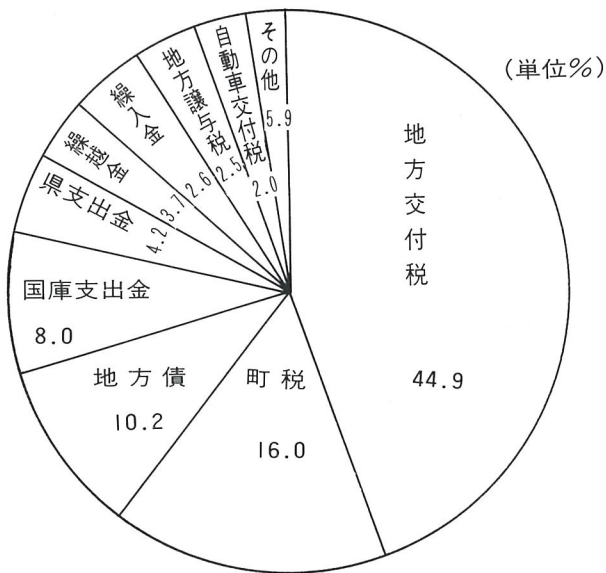
款	区 分	予 算 現 額	9 月 末 執 行 済 額	執 行 状 況 %
総務費		18,429	6,129	33.3
保険給付費		336,278	101,680	30.3
保険施設費		4,509	1,896	42.1
基金積立金		3,250		
その他		5,114	40	0.8
計		367,580	109,745	29.9

51年度決算状況

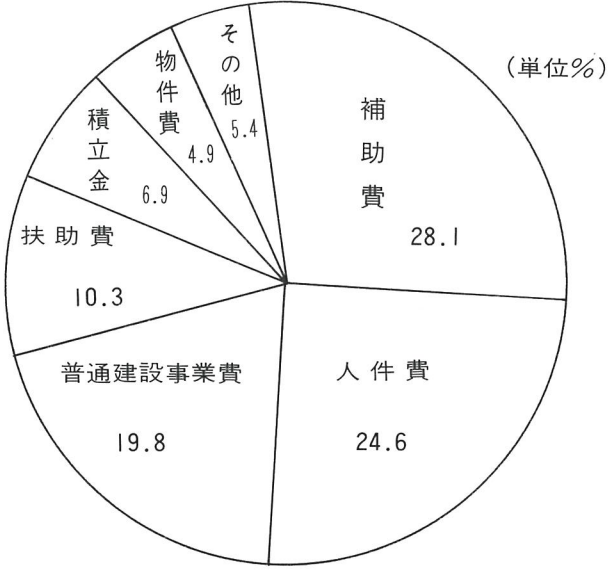
一般会計

歳入 11億2,832万8千円
 歳出 10億6,982万6千円
 差引 5,850万2千円

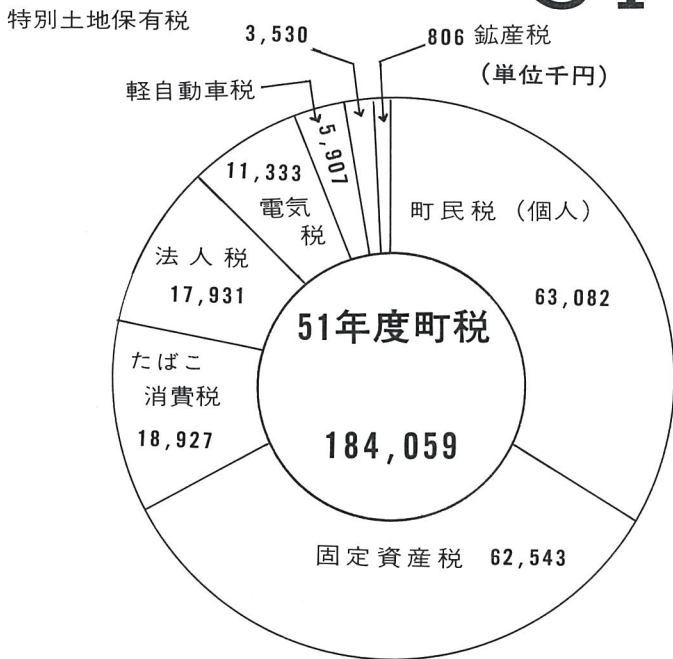
歳入内訳



歳出性質別内訳



51年度町税



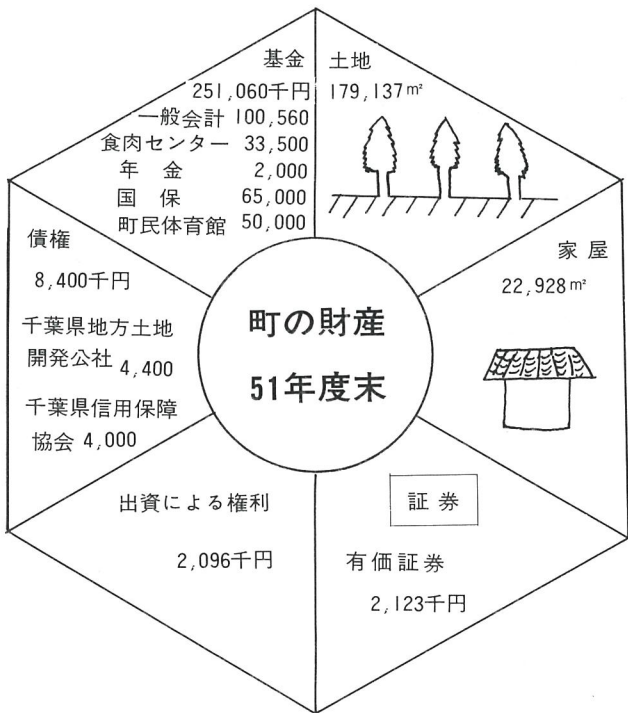
一世帯当り負担額

町民税(個人)	22,659円
固定資産税	22,465円
軽自動車税	2,122円
たばこ消費税	6,798円
電気税	4,071円

51年度一部事務組合等に対する負担額

(単位千円)

組 合 立 東 陽 病 院	27,828
八 日 市 場 市 外 三 町 消 防 組 合	34,175
八 日 市 場 市 外 三 町 環 境 衛 生 組 合	18,024
八 匝 水 道 企 業 団	12,118
東 総 地 区 広 域 市 町 村 圏	9,230
東 総 衛 生 組 合	5,392
九 十 九 里 水 道 企 業 団	1,153
合 計	107,920



51年度末町債

510,311千円 (単位千円)

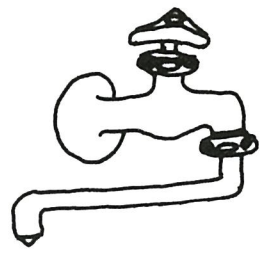
道 路 149,847 	食肉センター 70,911
学 校 50,834 	災 害 9,020
庁舎・公民館 170,603 	有 線 4,000
公営住宅 10,917 	武道館 2,564
農村協同館 6,385 財政対策債 29,700 	防災無線 1,000 医師住宅 4,530

特 別 会 計

歳 入	151,122千円	食肉センター 会 計
歳 出	123,345	
差 引	27,877	
歳 入	23,156	有線放送 会 計
歳 出	22,964	
差 引	192	
歳 入	393,959	国民健康保険 会 計
歳 出	338,244	
差 引	45,715	

水道の施設見学

家庭用水のできるまで



本の取水管が河川敷に口をあけています。スクリーン(すのこの様なもの)で大きなゴミの流入を防ぎます。

◎取水管

取水門から引き入れた水を沈砂池まで導きます。

◎沈砂池

川から取水した原水(川の水)は、スクリーンで大きなゴミは取り除かれますが、まだ砂や小石が混じっているのでこの池で沈めて取り除きます。

◎取水ポンプ

川から自然に引き入れた水を浄水場まで二台のポンプで送られます。このポンプに使用するモーターの出力は百六十キロワットで家庭用の冷蔵庫のモーターの約二千百倍の出力です。

◎水源

利根川より両総用水の佐原ポンプ場で取水し、栗山川に放流されます。

◎取水門

利根川より放流された水量だけ取水門から取水します。この取水門は堤防を突抜いて二

◎電気室

高圧の電気をモーターや照明用の電圧に変電します。

◎導水管

取水ポンプで汲み上げられた水は、導水管を通して浄水場まで送られてきます。

浄水場を見学して

南条小学校の良い子達が、光浄水場を見学し、広場でおにぎりやおせんべいを食べながら、わかりやすい説明に耳を傾けて楽しい一日をすごしました。

今回は、浄水場(飲水を作る所)を紹介します。これらの施設の見学を希望される方は、浄水場又は厚生課水道係へご連絡ください。
浄水場 ㊟ 五局〇三一五番
水道係 (有) 二〇四一〇一



おじさんへ
一ねん さいとうえみこ

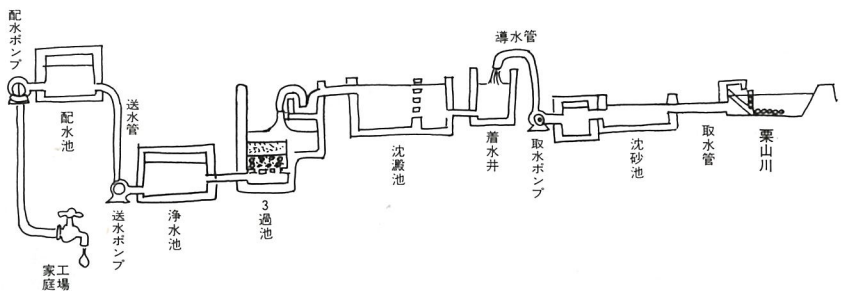
じょう水じよのおじさん、えんそくの日は、いろいろありがとございました。

くり山川の水は、きたないどころだらけなのにきれいなすきとおった水になるから、わたしはふしぎだなあとおもいました。川のみずがのめるなんてちっともしりませんでした。なんかいいも、なんかいいもいろいろなくすりをいれながらまっ白い水にするんですね。おひるにのんだ水は、つめたくてとつ



じょう水じよのおにいさん、おげん気ですか、ぼくはげん気です。
おにいさんたちは、五時ごろおきるでしょうね。ぼくは、六時四十分ごろおきます。ぼくは、早くきかきかを見たいから、むずむずしました。

人間が水の中にはいつてごみをとったり、大きな水そうが五メートルぐらいふかいということがわかりました。けれどもあんなふか



い水の中に人間がはいってごみをとるのだから、こわいでしょね。ぼくはこわいんだけど。見ただけでふるえちゃうよ。

ぼくのすんでいるところは光町だのに、その水がとおっていないからそこがざんねんです。ぼくが大きくなったら、あのきれいな水をつかかせてもらえるようにしよう、かんがえています。それまで元気ではたらいいて下さい。ぼくもいつしうけんめいにべんきょうします。

年末・年始の交通安全

心のあせりが

事故を呼ぶ

今年も残すところあとわずかとなりました。この時期になると、車の動きも激しくなり、交通事故が多発します。現在「死亡事故抑止運動」が行われていますが、年末、年始のあわたたしさは、更に拍車をかけないとも限りません。職場や家庭で正しい交通ルールを習慣づけ、交通事故防止につとめましょう。

◎飲酒運転の絶滅

- (1)家庭では
「乗るなら飲まない」
「飲んだら乗らない」
「乗るなら飲ませない」
の飲酒運転絶滅三不運動を家族ぐるみで行う。
- (2)職場では、雇用主、安全運転管理者等の責任者は従業員等に対し、忘年会、新年会等による飲酒運転防止の徹底を図る。
- (3)部落や各種団体等においては飲酒運転を行うおそれのある年末年始の各種行事の改善につとめる。
- (4)酒類提供業者は、飲酒客に対する飲酒運転の防止対策を積極的に講ずる。

◎ゆっくり走ろう

運動の推進

- (1)十分早く出発すること。
(2)同乗するときは、急がないよう運転者に注意する。
(3)制限速度内走行を実践する。

◎歩行者、自転車利用者の正しいルールの徹底

- (1)歩行者は、交通規則を守り、自らの安全につとめる。
(2)酒を飲んだら自転車に乗らない。

交通事故絶滅スローガン

信号が青でもよく見てわたろうね

赤信号 老人 子供 白い杖

話し合う 家族で事故のない世界

すばらしい作品の発表

老人ホームで文化祭開催

十一月六日、光楽園老人ホームでは福祉会館と庭園を開放し文化祭を開催しました。

この文化祭は、老人ホームに居している老人たちの各クラブの発表会を兼ねた催しであり、会場

の福祉会館には手芸品、俳句、生け花の展示があり、大広間のステージでは、光町老人クラブ、白浜



▶すばらしい作品(しめ飾り)

地区婦人会、白浜保育園の園児と父母等により、舞踊や歌そして演劇と多彩な内容の催しであり、入場者から大きな拍手が送られていました。

また、庭園には模擬店を開設し食事のサービスをを行ったところ、大好評で準備したメニューは、またたく間に売切れとなる程でした。参加者や入場者は、「老人ホームでこんなすばらしい行事や作品ができるなんてすばらしいことだ」と口々に話しておりました。

水道管の破裂にご用心

家屋の北側に配管した水道管や風あたりの強い所にある水道管は寒さのために凍結したり、破裂することがあります。

凍結したときは、凍った部分に布をまきつけて、ぬるま湯でゆっくりとかして下さい。熱湯をかけますと破裂することがありますので注意して下さい。

破裂したときは、メーターボックスの中にある止水せんをしめてから破裂した所へ布をまきつけて、ゴムが針金で固くしばって応急処置をして、指定工事店へ修理の依頼をしてください。

明るい選挙推進運動感想文募集

「成人の日」を迎え又は迎える者が新有権者として、社会人として、選挙を経験するなどにより地方自治や国政への参加について、自分自身で経験し、もしくは考えたり、感じたりしたことを応募してください。

※ 応募の注意

- ①応募者の住所、氏名(フリガナを付けること)、性別・生年月日、および職業を末尾に明記すること。
- ②これらは、字数の制限外です。
- ③作品は未発表のものとする。
- ④応募作品は返却しない。
- ⑤入選作品は明るい選挙推進運動のため自由に使用できるとする。
- ⑥この感想文募集が行われることを知った媒体名(新聞、ラジオ、テレビ、広報紙等)を記入すること。

標題は、内容にふさわしいものとする。

- ① 字数 一、六〇〇字以内
- ② 応募資格 昭和三十三年一月一日から昭和三十三年十二月三十一日までの間に生まれたもの。
- ③ 締切期日 十二月三十一日
- ④ 提出先 千葉県選挙管理委員会

くわしくは、選挙管理委員会におたずねください。(旬二一〇一〇)

税のひろば

貯蓄と税金

わたくしたちは、思いがけない出費のために、預金をしたり公社債を買ったりして貯蓄をします。

預金や公社債の利子は、利子所得としての所得税がかかりますが、一定の手続をとることによって、非課税の扱いを受けることができます。また、住宅を取得する目的で一定の要件にあてはまる貯蓄をしたときは、税金の控除が受けられます。

そこで、利子について非課税の扱いを受けるための手続、住宅貯蓄の控除について説明しましょう。

〈非課税となる利子所得〉
一、少額貯蓄の利子

預貯金や貸付信託、公社債投資信託、国債及び地方債、社債などの利子や収益の分配金には、一人元金三〇〇万円までを限度として税金がかからない、「少額貯蓄の利子所得の非課税」の制度があります。

これは一般にマル優といわれているもので、この制度を利用するには銀行や証券会社にあらかじめ元本の非課税限度額などを記載した「非課税貯蓄申告書」を提出し、その後、預入れのつど「非課税貯蓄申込書」を提出することが必要です。

なお、「非課税貯蓄申込書」は二ヶ所以上の金融機関に出すこともできますが、その非課税貯蓄の最高限度額は、全店舗分を合計して三〇〇万円を超えることはできません。

二、郵便貯金の利子

郵便貯金の利子には、原則として税金はかかりません。しかし、郵便貯金は一人元本三〇〇万円までという預入制限があり、故意に三〇〇万円を超えて預入れをしたような場合には、その超えた部分の利子については課税されることになっていきます。

住宅を購入するための貯蓄で、一定の要件にあてはまるときは、「住宅貯蓄控除」が受けられます。

住宅貯蓄控除は、一年間の積立額の六パーセントで最高三万円が所得税額から差引かれるというものです。なお、サラリーマンが財形住宅貯蓄をしている場合は、年間積立額の八パーセントで最高四万円が差引かれます。また、積立期間が七年以上の長期の財形住宅貯蓄については、年間積立額の一〇パーセントで最高五万円が差引かれます。

控除が受けられる期間は七年間ですが、長期の財形住宅貯蓄の場合には十年間となります。

住宅貯蓄控除を受けるためには、まず、次のような内容の「住宅貯蓄契約」を金融機関等と結ばなければなりません。

一、定期的に三年以上の積立をする。
二、積立金は、利息とともにその全部を次のような住宅購入資金にあてることとし、これ以外には払

出しをしないこと。
(一) 住宅購入のための頭金
(二) 住宅購入のための借入金返済資金
(三) 住宅割賦分譲の賦払金
(四) 積立期間満了後、一定期間内に、自分で居住する住宅を購入すること。ただし、家屋の床面積が一六五平方メートル以下、敷地面積が三〇〇平方メートル以下の住宅でなければなりません。
四、住宅の購入に当っては、まず

建設業 退職金 共済制度に加入しましょう

この制度は、建設現場で働く人々のために国がつくった制度で、現場作業員がどの現場で働いても、働いた日数分の掛金が全部通算され、建設業の仕事がなくなつたときに退職金が支払われるという制度です。

この制度に加入できる事業主は総合、専門、職別、元請、下請の別を問わず、専業でも兼業でも、また許可を受けているといわないにかかわらず、いわゆる一人親方（任意組合をつくって加入することになります）でもすべて加入できます。

この制度の対策となる労働者の範囲は、現場で働く大工、左官、とび、土工等はもちろんのこと、電工、配管工、塗装工、運転工、現場に雇われている事務員など、その職種のかんを問わず、また

住宅貯金の積立金をその資金にあて、残額は、積立をした金融機関などから借入れること。ただし、住宅購入価額から積立金を差引いた残額が積立金の二・五倍を超えるときは、積立額の二・五倍以上の借入をすればよいことになっていきます。

なお、積立金を頭金としないで、住宅購入の借入金返済や住宅割賦分譲の賦払金にあてる場合は、積立額の三・五倍以上の借入をしなければならぬことになってい

月給制とか日給制とか、班長、世話役などと役付であるかどうかにも関係なく、いわゆる出稼労働者も含め、建設業の現場で働く人たちのすべての人がこの制度の被共済者となれます。

この制度には次のような特典があります。

- ①事業主が払い込む掛金は、法人の場合は「損金」、個人企業の場合には「必要経費」として全額免税になります。また掛金は、作業員の給与所得にも含まれませんから、所得税の源泉徴収の対象にはなりません。
- ②退職金は、退職所得扱いとなりますが事実上税金はかかりませぬ。
- ③退職金には、五%ないし一〇%の国庫補助金がつきます。

この制度の運営は、法律によって設立された特殊法人の建設業退

ければならないことになっていきます。

- 五、借入金の返済や割賦払いの期間は十年以上で、利率は年九・五パーセント以下であること。

なお、住宅貯蓄をして控除を受けた人が、積立金を住宅購入以外に使うなど要件にあてはまらなくなつたときは、住宅貯蓄控除は取消され、既に控除を受けた税額に相当する額が徴収されることになっていきます。

職金共済組合で行っております。

加入の申込みは、千葉県建設業センターで受付けておりますのでまだ加入していない事業主は、加入してください。

なお、この制度に加入している事業主は「融資」を受けられます。

融資の対象となるものは、従業員のための住宅、保健、給食施設文化教養施設等で、貸付利率は年七・二%、償還期間は一五年以内（一年以上据置）となっております。

全国の委託金融機関で受付けております。この融資制度には次のような特典がありますのでご利用をお奨めします。

- ①他の政府関係機関の同種の融資と併用されてもよいこと。
- ②標準建設費を時価の積算で認められておりますので、実質的に高率な融資となること。

地元をうるおす

「たばこ消費税」

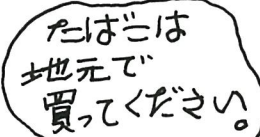
愛煙家の皆さん、あなたが毎日吸うたばこの税金で私たちの町がどれほどうるおっているか、ご存じですか。

たばこの税金は全部が国庫に入るのではなく、地元のとばこ販売数量に応じて都道府県と市町村に「たばこ消費税」が専売公社から納付されます。その金額は五十二年度で、二十本入り一箱につき市町村へ二十四

円二十五銭、都道府県へ十三円八十銭となっています。

たとえば、あなたが一日に二十本吸っているとしますと、一年間で、地元の市町村と都道府県へ合わせて約一万三千八百八十八円納めている計算になります。

ところで、このたばこ消費税は



WATERBURY'S

あくまでも私たちがたばこを買ったたばこ売場のある自治体に対して納付されるものであって、光町で買わなければ納付されません。ちなみに五十一年度に当町に納

年末年始の業務について

東総衛生組合光分場

東総衛生組合では、年末年始の汲み取りの申込み等の混雑を緩和するため次のとおり申込みを〆切ります。

〆切日 十二月二十日

(既設の申込者のみとする)

なお、来年は一月九日から業務を開始します。

付されたたばこ消費税は、約一千八百九十万円となっております。たばこ消費税は、町の貴重な財源です。旅行や出張等には、地元でたばこを買ってでかけましょう。

くわしくは、衛生組合光分場におたずねください。

(有) 五四七〇一



お誕生

十一月十五日現在受付(敬称略)

〈部落・赤ちゃん・父親・続柄〉

(木戸) 椎名 美香 文雄 長女

(尾垂) 加瀬 智章 寿一 長男

(二又) 大木 政和 信夫 二男

(二又) 布施美恵子 廣志 長女

(篠原) 伊橋 敏一 長男

(関) 並木 良二 定吉 二男

(篠原) 向後奈津美 定雄 二男

(小田部) 佐久間菊乃 芳己 長女

(木戸) 大木 寛子 崇義 長女

(白磯) 向後 一美 美守 長女

(芝崎) 林 亜希 英次 長女

ご結婚

〈部落・氏 名〉

(新井) 鈴木克征―佐久間さなえ

(関) 実川幹男―吉原 澄子

(長塚) 小川雄朗―高梨テル子

おくやみ

〈部落・氏 名・性別・年令〉

(芝崎) 秋葉宗太郎 男 83歳

(関) 椎名 やす 女 74歳

(白磯) 川野公次郎 男 64歳

(宝米) 鈴木恵智郎 男 89歳

(篠本) 花沢 賢治 男 63歳

(五ノ神) 鈴木 くま 女 67歳

(木戸) 大木 正 男 59歳

町の状況

〈11月1日現在〉

人口	男	5,764人	(-1)
	女	5,920人	(+1)
計		11,684人	(0)
世帯		2,807	(0)

() 内は前月比

たばこは地元で買きましょう

永年の努力が報われる

◎藍綬褒章

宮内 橋浦 寛照

十一月二十八日、都道府県会館で、社会福祉行政に活躍された功績が認められ、晴れの受章をされました。

◎スポーツ功労賞

関 実川 宗造

秋の県民体育大会で、永年スポーツの振興に尽された功績が

認められ、県体育協会から表彰されたものです。

◎教育功労賞

光町公民館

住民の教養の向上、健康の増進生活文化の振興に尽した功績が認められ、県教育委員会から表彰されたものです。

◎教育功労賞

南条小学校

能力と個性に応じた指導に徹し交通安全教育をはじめ、体育から全教育にわたり、地域住民と一体となった活発な活動とその業績が認められ、県教育委員会から表彰されたものです。

◎千葉県知事表彰

西高野 大木 忠

十一月三日の文化の日に、県議会議場で、農業近代化を目指し、ライスセンターの建設や、構造改善事業を実施するなど、農業経営の改善を図った功績が認められ、農産功労として、県知事より表彰されました。

